

現行基本指針の構成

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

- 鳥獣保護事業の基本的な考え方（関係主体の役割の明確化、特定計画の充実、人材育成・活用を含む）を記載
- 国の取り組みを記載

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

第三 特定計画制度の推進

第四 人材の育成・確保

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

第六 狩猟の適正化

第七 傷病鳥獣の取扱い

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

第九 国際的取組の推進

第十 感染症への対応

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

第十二 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

- 鳥獣保護事業計画（都道府県知事が定める、都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画）において定める事項について、法第4条第2項各号に掲げる事項順に記載

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

第九 その他

※基本指針改正により新規に追加する項目

希少鳥獣の保護に関する事項

指定管理鳥獣の管理に関する事項